

京都女子大学附属小学校後援会会則

制 定 昭和39年 3月16日

最近改正 平成19年12月 5日

第1章 総 則

第1条 本会は、京都女子大学附属小学校後援会と称する。

2 本会の愛称として「ふじの子同窓会」を用いる。

第2条 本会は、京都女子大学附属小学校（以下「本校」という。）の卒業生をもって組織する。

第3条 本会は、本校の建学の精神を体してその維持発揚に寄与するとともに、会員である本校の卒業生が6ヵ年間の薫育を受けたことに深く感謝し、とわに心のきずなをたつことなく母校を思う心を胸に刻むとともに、本校の教育の充実発展と、会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第4条 本会の事務所は、京都女子大学附属小学校内に置く。

第2章 事 業

第5条 本会は、第3条の目的達成に必要な事業を行う。

第3章 役 員

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 顧 問 若干名
- (4) 書 記 1名
- (5) 会計監査 2名
- (6) 代表幹事 若干名
- (7) 幹 事 各卒業期（但し年度内20歳以上）1名ないし2名

第7条 役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会の事務を統理し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時又欠けた時、若しくは会長が会議に出席できない時は、その職務を代行する。
- (3) 顧問は、会長の諮問に応じて、必要な助言をし、本会の運営に協力する。
- (4) 書記は、会議・会合の記録を作成するとともに、本会運営上の庶務にあたる。
- (5) 会計監査は、本会の会計の監査の任にあたる。
- (6) 代表幹事は、会長及び副会長を助け、本会事業の企画遂行に必要な立案ならびに処理にあたる。
- (7) 幹事は、会長の提案する議案を審議するとともに、会員との意思疎通をはかりながら本会事業の実施にあたる。

第8条 役員を選任は、次の方法による。

- (1) 会長および副会長は、本校校長が会員中から委嘱する。
- (2) 顧問は、会長が委嘱する。
- (3) 書記及び会計監査は、会長が代表幹事の中から委嘱する。
- (4) 代表幹事は、会長が幹事の中から委嘱する。
- (5) 幹事は、会長が卒業各期の会員中から委嘱する。

2 前項第2号から第5号までの委嘱にあたっては、会長はあらかじめ校長の了承を得るものとする。

第9条 役員の仕事は、5年とし、重任を妨げない。

第4章 会 議

第10条 本会の会議は、総会、幹事会、代表幹事会の3種とする。

- (1) 総会は、毎年1回開催し、会計、事業報告、事業計画を審議する。
ただし、幹事会をもって総会に代えることができる。
- (2) 幹事会は、第6条に定める役員をもって組織し、会長が必要と認めた時に招集し開催するものとし、本会運営上必要な事項を審議する。
- (3) 代表幹事会は、会長、副会長、代表幹事及び顧問をもって組織し、会長が必要と認めた時に招集し開催するものとして、本会事業の企画その他必要事項について審議する。
- (4) 会議は、すべて出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合は、議長の裁決による。

第5章 会 計

第11条 本会の経費は、会費及び寄付金をもってこれをあてる。

第12条 会費は、本校卒業の際、金7,000円を納入する。

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年の3月31日に終わる。

第6章 補 則

第14条 本会則の変更は、総会（第10条第1号の規定により幹事会をもってこれに代える場合は幹事会）において出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

第15条 本会の運営に関わる個人情報については、個人情報保護法、文部科学省の指針及び京都女子学園の保有する個人情報の保護に関する規程にもとづき、本会の個人情報取扱・保護ポリシーに従って適正に取扱うものとする。

第16条 本会則の施行に関し必要な細則は、別にこれを定める。

附 則

この会則は、昭和39年3月16日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年12月 5日から施行する。